

○江南市水道事業経営審議会条例

平成29年12月25日

条例第16号

(設置)

第1条 江南市水道事業の適正かつ効率的な経営を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、江南市水道事業経営審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について調査審議し、意見を述べることができる。

- (1) 江南市水道事業の経営及び計画全般に関すること。
- (2) 水道料金に関すること。
- (3) 市長からの諮問に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、10人以内の委員をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市議会議員
- (2) 各種団体の代表者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 公募に応じた者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴き、又は説明若しくは資料を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、水道部水道課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。